

# 労働安全衛生法令関係質疑応答集

## 金沢労働基準協会

### 「令和7年度改正労働法令説明会」

# 労働安全衛生法令関係質疑応答集

## 会員からの労働相談コーナー

※相談事例中にある業種・規模などの個別事業場の問題は、その業種・規模などによる問題の場合がありますので、個別の事業場に関する質問は金沢労働基準監督署に必ずお問い合わせください。

令和8年2月18日（木）

石川県地場産業振興センター新館5階 第12研修室

（金沢市鞍月2丁目1番地 TEL 268-2010）

### 会員からの労働相談コーナー(金沢労働基準監督署回答)目次

Q&A1)	危険有害業務に従事する下請事業者や一人親方の保護措置の範囲について	p2
Q&A2)	危険有害業務に従事する下請事業者や一人親方に対する措置義務について(改正部分以外の法適用)	p6
Q&A3)	個人事業者や一人親方の就業制限業務への就業について	p7
Q&A4)	建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者について	p10
Q&A5)	令和8年4月からの下請混在作業所における建設工事の元請け事業者の具体的措置義務について	p11
Q&A6)	作業従事役員等というのは	p13
Q&A7)	心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了	p14
Q&A8)	個人ばく露測定について	p18
Q&A9)	法別表第18第33号の「車両系機械運転技能講習」とは	p19
Q&A10)	業務上災害による「休業災害」の数え方	p19

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

### 会員からの労働相談コーナー(金沢労働基準監督署回答)

#### Q&A1) 危険有害業務に従事する下請事業者や一人親方の保護措置の範囲について

(問1) 令和5年4月から危険有害な作業が行われる構内で働く個人事業者や一人親方に対して健康障害防止義務が、令和7年4月から安全確保の一定の保護措置が義務付けられるというのは、どのような措置義務が課せられるのでしょうか。

(答1) 改正により義務付けられるのは、次の労働安全衛生法の措置義務です。これらの措置が必要な作業・業務を行う場合は、業種規模に関わらず、下請事業者や一人親方に対しても措置が義務付けられますが、元方の管理責任とは違い、あくまで規則改正された危険有害業務にかかる健康障害防止措置義務と「災害発生時等の作業場所からの退避」や「立入禁止等」の措置義務です。

(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

(問2) 令和5年からの労働安全衛生規則等の改正された事項を列挙するとどうなるのか

(答2) まず、令和5年からの労働衛生関係では、有害物質を取り扱う作業場の掲示義務を中心に当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務が課され、当該業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務が課されました。

(1) 健康障害防止のための設備等の稼働等に係る規定の改正

#### ア 設備の稼働に関する配慮義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒その他の換気のための設備を設け、一定の条件の下に稼働させる義務があるところ、その業務又は作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、請負人のみが業務又は作業を行うときは、これらの設備を一定の条件の下に稼働させること等について配慮しなければならないこととされました。

#### イ 設備の使用等に関する配慮義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、保護具等の保管設備、汚染を洗浄するための設備、遠隔操作のための隔離室等を設け、労働者に使用させる義務があるところ、その業務又は作業の一部を請負人に請け負われました。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

### ウ 設備の整備等に係る措置に関する配慮義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、業務又は作業に係る設備や原材料等について、一定の措置を講ずる義務があるところ、業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に関してこれらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこととされました。

### エ 設備の設置等に関する義務及び配慮義務の新設

事業者は、潜水業務又は高圧室内業務を行うときは、特定の設備を設け、又は当該設備に関して必要な措置を講ずる義務があるところ、その業務の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に対してこれらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこと又は請負人もこれらの措置の対象としなければならないこととされました。

## (2) 作業実施上の健康障害防止(作業方法、保護具使用等)に係る規定の改正

### ア 作業方法に関する周知義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、一定の作業方法による義務があるところ、その業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に対し、一定の作業方法により当該業務又は作業を行う必要がある旨を周知させなければならないこととされました。

### イ 特定の作業実施時の保護具使用の必要性に関する周知義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、その業務又は作業に従事する労働者に必要な保護具を使用させる義務があるところ、その業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととされました。

### ウ 特定の場所における保護具使用の必要性に関する周知義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、その業務又は作業を行う場所で作業に従事する労働者に必要な保護具を使用させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、その場所で作業に従事する者に対し、必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととされました。

### エ 汚染の除去等に関する周知義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業に関して労働者が有害物により汚染等されたときは、汚染の除去、医師による診断の受診等をさせる義務があるところ、業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に対し、有害物により汚染等されたときは、汚染の除去、医師による診断の受診等をする必要がある旨を周知させなければならないこととされました。

### オ 特定の疾病罹患時等の作業従事禁止に関する周知義務の新設

事業者は、特定の疾病に罹患等している労働者を、特定の危険有害業務又は作業に従事させてはならないところ、業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に対し、特定の疾病に罹患等しているときは、特定の危険有害業務又は作業に従事してはならない旨を周知させなければならないこととされました。

## (3) 場所に関わる健康障害防止(立入禁止、退避等)に係る規定の改正

### ア 特定の場所への立入禁止等の対象拡大

事業者は、特定の危険有害な環境にある場所、特定の危険有害な物を取り扱う場所又は特定の危険有害な物が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除き、その場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととされました。

### イ 事故等発生時の退避の対象拡大

事業者は、特定の事故等が発生し、労働者に健康障害のおそれがあるときは、事故等が発生した場所から労働者を退避させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、その場所で作業に従事する者を退避させなければならないこととされました。

### ウ 特定の場所での喫煙及び飲食の禁止の対象拡大

事業者は、特定の場所においては、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

所で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならぬこととされました。

### エ 特定の場所における入退出時等に講ずる措置の対象拡大

事業者は、特定の場所に労働者を立ち入らせるとき、特定の場所から労働者を退出させるとき等は、一定の措置を講ずる義務があるところ、労働者以外の者も含めて、その場所で作業に従事する者を当該措置の対象としなければならぬこととされました。

#### (4)有害物の有害性等を周知させるための掲示に係る規定の改正

### ア 有害物の有害性等に関する掲示による周知の対象拡大

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所については、有害物の有害性等を周知させるため、必要な事項について労働者が見やすい箇所に掲示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい箇所に掲示しなければならぬこととされました。

### イ 有害物の有害性等に関する掲示内容の見直し

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所については、有害物の有害性等を周知させるため、有害物の人体に及ぼす作用等について掲示する義務があるところ、掲示すべき事項のうち、「特定の有害物の人体に及ぼす作用」を「特定の有害物により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改めるとともに、「保護具を使用しなければならぬ旨」を掲示すべき事項に追加されました。

### ウ 有害物の有害性等に関する掲示義務の対象物質の拡大

事業者が有害物の有害性等を掲示しなければならぬ義務は、有機則、特化則、石綿則に規定されていたところ、改正安衛則(ダイオキシン類関係)、改正鉛則、改正四アルキル鉛則及び改正粉じん則にも同様の規定を設けられました。

### エ 特定の場所における掲示等による必要事項の周知の対象拡大

事業者は、特定の場所について、装置故障時の連絡方法、事故発生時の応急措置等必要な事項を労働者が見やすい箇所に掲示又は明示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい箇所に掲示又は明示しなければならぬこととされました。

#### (5) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

### ア 労働者以外の者による立入禁止の遵守義務の対象拡大

労働者は、必要がある者を除き、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないとされているところ、新たに立入禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、その場所で作業に従事する者は、必要がある者を除き、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないこととされました。

### イ 労働者以外の者による喫煙及び飲食禁止の遵守義務の対象拡大

労働者は、特定の場所では喫煙又は飲食してはならないとされているところ、(3)ウにより新たに禁止対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、喫煙又は飲食してはならないこととされました。

### ウ 特定の場所における入退出時の汚染等の除去義務の対象拡大

労働者は、特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときは、汚染等を除去する義務があるところ、労働者以外の者も含め、特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときは、汚染等を除去しなければならぬこととされました。

#### (問3) 令和7年からの労働安全衛生規則等の改正された事項を列挙するとどうなるのか

(答3) 次に令和7年4月からの安全関係では、機械等による危険、特定の業務における作業方法から生ずる危険及び特定の場所に係る危険を防止するため、危険に係る業務又は作業を行う事業者に対して、危険に係る業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務(ただし、場所の管理権原に基づく立入禁止や退避等に係るものに限る。)を課すこととされ、具体的には次の事項が改正されました。

なお、この改正により、これまで労働者に対する義務が生じていた内容に変更が生じるものではありません。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

### (1) 場所に関わる危険の防止(立入禁止、退避等)に係る規定の改正

#### ア 特定の場所への立入禁止等の対象拡大

事業者は、危険が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除きその場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととされました。

#### イ 特定の箇所への搭乗禁止の対象拡大

事業者は、車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所に労働者を搭乗させてはならないとされているところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含め、危険な箇所に搭乗することを禁止しなければならないこととされました。

#### ウ 事故等発生時の退避の対象拡大

事業者は、特定の事故等が発生し、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、事故等が発生した場所から労働者を退避させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、その場所で作業に従事する者を退避させなければならないこととされました。

#### エ 退避に関連する措置の対象拡大

事業者は、退避に関連する措置として、避難用器具などについて労働者の人数以上の備付けや労働者に対する備付け場所及び使用方法の周知、退避等の訓練の実施などの義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、その措置を講じなければならないこととされました。

#### オ 特定の場所での火気使用の禁止の対象拡大

事業者は、特定の場所においては、労働者が喫煙など火気を使用することを禁止する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、その場所で作業に従事する者が喫煙など火気を使用することを禁止しなければならないこととされました。

#### カ 悪天候時の作業禁止の対象拡大

事業者は、悪天候のため特定の作業の実施について危険が予想されるときは、作業に労働者を従事させてはならないとされているところ、労働者以外の者も含めて、悪天候時にその作業を行わせてはならないこととされました。

#### キ 表示による必要事項の周知の対象拡大

事業者は、化学設備(配管を除く。)に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、必要な事項について労働者が見やすい位置に表示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、作業が見やすい位置に表示しなければならないこととされました。

### (2) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

#### ア 労働者以外の者による立入禁止の遵守義務の対象拡大

労働者は、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないとされているところ、新たに立入禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないこととされました。

#### イ 労働者以外の者による特定の設備使用の遵守義務の対象拡大

労働者は、特定の場所では踏切橋や昇降するための設備などを使用しなければならないとされているところ、労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、当該設備を使用しなければならないこととされました。

#### ウ 労働者以外の者による搭乗禁止の遵守義務の対象拡大

労働者は、車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所に搭乗してはならないとされているところ、(1)イにより新たに搭乗禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、その場所で作業に従事する者は、搭乗してはならないこととされました。

#### エ 労働者以外の者による火気使用禁止の遵守義務の対象拡大

労働者は、特定の場所では火気を使用してはならないとされているところ、新たに禁止対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、火気を使用してはならないこととされました。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

(問4) 建設工事に関して、元請会社から内装工事や配管工事、浴槽設備工事、塗装工事を請け負う事業者であるが、この工事の作業を一人親方の職人に請け負ってもらっているが、工事の進捗は元請会社が管理しており、立入禁止すべき場所や時間、換気などの配慮も周知する時期も元請会社でなければならず、いちいち教えて貰って措置するよりも元請会社に任せては駄目か。

(答4) 事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。換気などの配慮も周知する時期も元請会社から教えて貰って措置する必要があります。元請会社に任せてはいけません。

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

ただし、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

### Q&A2) 危険有害業務に従事する下請事業者や一人親方に対する措置義務について(改正部分以外の法適用)

(問1) 令和7年からの労働安全衛生規則等関係省令の改正については、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象として改正されたものと聞いたが、労働安全衛生規則、ボイラー等安全規則、クレーン等安全規則及びゴンドラ安全規則なども今回改正された条項以外の条項については、これまでどおり一人親方等の個人事業者には適用されないものと解してよろしいか。

たとえば、一人親方に使用させる足場や、一人親方が使用する電動丸鋸盤には安衛則の規制は適用されないものと解してよろしいか。

(答1) 令和5年と令和7年の労働安全衛生規則等関係省令の改正については、改正の趣旨として、現行の法第22条の解釈として、その保護対象は労働者以外にも及ぶと最高裁で判決されたことから、一人親方等に係る保護措置については、法改正を必要とすることなく、同条に係る省令の規定を改正することとしたものである。また、「災害発生時等の作業場所からの退避」や「立入禁止等」の措置については、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象として、事業者措置義務を課していることを踏まえれば、「有害性」と「危険性」で対応に差を設ける合理性はなく、安衛法第22条以外の条文に関しても、労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対して、労働者と同等の保護措置を図る必要があるとされたものです。

機械等による危険、特定の業務における作業方法から生ずる危険及び特定の場所に係る危険を防止するため、これらの危険に係る業務又は作業を行う事業者に対して、その危険に係る業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務が課せられたものです。

この措置義務は、場所の管理権原に基づく立入禁止や退避等に係るものに限られており、「災害発生時等の作業場所からの退避」や「立入禁止等」の措置以外の条項は、あくまで労働者保護の規定であるので、これまでどおり一人親方等の個人事業者には適用されないことになり、設問の一人親方に使用させる足場や、一人親方が使用する電動丸鋸盤には安衛則の規制は適用されません。

ただし、一人親方等について、客観的事実に照らした労働者性の有無を個別具体的に判断し、労働者性が認められる場合は、事業者となる関係請負人に労働安全衛生法令の条文が適用されます。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

(問2) 今回改正された労働安全衛生規則等の規定の措置義務は、労働安全衛生法第 20 条と第 22 条の罰則の適用があるが、有機溶剤中毒予防規則第 18 条第 3 項や第 5 項のように「配慮しなければならない」の規定も罰則の適用がありますか。

労働者と同じように労働基準監督官から配慮していないことについて「是正勧告書」を受けることがありますか。

(答 2) 有機規則第 18 条第 3 項及び第 5 項は、安衛法第 22 条に基づく具体的な措置義務と一体となって規定されており、明確な措置義務違反が認められる場合には、その措置義務違反を理由として違反が成立し得ます。

また、配慮義務の趣旨に照らしても看過できない状況が認められ、かつ、具体的な措置義務の不履行が併存すると評価される場合には、労働基準監督官による監督指導においては、単に「配慮が不十分である」との評価にとどまらず、結果として法令上求められる安全衛生措置が十分に講じられていないとして、是正を求める指導が行われ、事案の内容によっては是正勧告が行われることも考えられます。

(問3) 労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等の労災事故に対しては、労働基準監督署は災害調査や司法捜査を行うことになるのか。一人親方等の労災事故は労働基準監督署に報告しなければならないのか。

(答 3) 個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとされました(令和9年1月より)。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしていきます。

### Q&A3) 個人事業者や一人親方の就業制限業務への就業について

(問1) 労働安全衛生法の就業制限業務については、建設業の一人親方やその他の個人事業者も免許や技能講習修了資格がないと仕事につけないと聞きましたが、そうでしょうか。

その場合、労働安全衛生法の就業制限に違反して無資格の一人親方や個人事業者がその就業制限業務に就いた場合は、その一人親方や個人事業者が処罰を受けるのでしょうか。

(答1) 労働安全衛生法では、クレーンの運転、潜水の業務など特に危険有害性が高く、大きな労働災害に結び付くおそれのある一定の業務について、都道府県労働局長の免許を受けた者、技能講習を修了した者など資格を有する者でなければその業務に就かせてはならないと定めています。

安衛法第 61 条第 1 項の「就業制限」といいます。就業制限業務に就くことができる資格者以外の者は、当該業務を行ってはならないと定めていますので、一人親方や個人事業主であっても、また一人作業であっても資格が必要となります(同条第 2 項)。

処罰を受けるのは、法第 61 条第 1 項違反は、当該業務を行わせた事業者で、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金ですが、同条第 2 項違反は業務につくことができる者以外の者すなわち無資格者である一人親方や個人事業者で 50 万円以下の罰金です。

業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければなりません。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

(問2) 建設業の一人親方やその他の個人事業者も免許や技能講習修了資格がないと仕事につけない労働安全衛生法の就業制限業務とはどのようなものでしょうか。

(答2) 労働安全衛生法第61条第1項の就業制限業務は次のとおり労働安全衛生法施行令第20条に規定されています。

(就業制限に係る業務)

第20条 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務
- 二 制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務
- 三 ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの業務
- 四 前号のボイラー又は第一種圧力容器(小型圧力容器を除く。)の溶接(自動溶接機による溶接、管(ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。)の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。)の業務
- 五 ボイラー(小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。)又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務
  - イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー
  - ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー
  - ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー
  - ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。)
- 六 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン(跨こ線テルハを除く。)の運転の業務
- 七 つり上げ荷重が一トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路(以下この条において「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務
- 八 つり上げ荷重が五トン以上のデリックの運転の業務
- 九 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務
- 十 可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務
- 十一 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十二 機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十三 最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十四 最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十五 作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十六 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

(問3) 今回の労働安全衛生法改正で一人親方及び零細企業の代表者と役員(作業従事役員等)は、労働者と同じ場所で危険有害業務に就くときは、その業務の安全衛生の特別教育を受けなければならないこととされました。

この改正で定められたのは、特別教育受講義務であり、従前から就業制限は何人も免許や技能講習資格を有するものでないと就業できないとされていました。これには、次の作業主任者を選任すべき作業の指揮管理を任された場合の各種作業主任者も含まれるでしょうか。

(作業主任者)

労働安全衛生法

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(作業主任者を選任すべき作業)

労働安全衛生法施行令

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

- 一 高圧室内作業(潜函かん工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。)
- 二 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業
- 三 次のいずれかに該当する機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。)若しくは運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。)の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業
  - イ 原動機の定格出力が七・五キロワットを超えるもの
  - ロ 支間の斜距離の合計が三百五十メートル以上のもの
  - ハ 最大使用荷重が二百キログラム以上のもの
- 四 ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの作業
- 五 別表第二第一号又は第三号に掲げる放射線業務に係る作業(医療用又は波高値による定格管電圧が千キロボルト以上のエックス線を発生させる装置(同表第二号の装置を除く。以下「エックス線装置」という。)を使用するものを除く。)
  - 五の二 ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業
- 六 木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びブローターに限るものとし、携帯用のものを除く。)を五台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、三台以上)有する事業場において行う当該機械による作業
- 七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行う当該機械による作業
- 八 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業
  - イ 乾燥設備(熱源を用いて火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)第二条第一項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。)のうち、危険物等(別表第一に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。)に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの
  - ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時十キログラム以上、液体燃料にあつては毎時十リットル以上、気体燃料にあつては毎時一立方メートル以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が十キロワット以上のものに限る。)
- 八の二 コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業
- 九 掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業(第十一号に掲げる作業を除く。)
- 十 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業
  - 十の二 ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。)をいう。以下同じ。)の掘削の作業(掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。)又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工(ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。)の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業
  - 十の三 ずい道等の覆工(ずい道型枠支保工(ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型枠並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業
- 十一 掘削面の高さが二メートル以上となる採石法第二条に規定する岩石の採取のための掘削の作業
- 十二 高さが二メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。)
- 十三 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数五百トン未満の船舶(船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が五百トン未満から五百トン以上となつたもの(五百十トン未満のものに限る。))のうち厚生労働省令で定めるものを含む。)において揚貨装置を用いないで行うものを除く。)

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

- 十四 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解体の作業
- 十五 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業
- 十五の二 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが五メートル以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業
- 十五の三 橋梁の部構造であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が三十メートル以上である部分に限る。)の架設、解体又は変更の作業
- 十五の四 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第七号に規定する軒の高さが五メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業
- 十五の五 コンクリート造の工作物(その高さが五メートル以上であるものに限る。)の解体又は破壊の作業
- 十六 橋梁 の上部構造であつて、コンクリート造のもの(その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が三十メートル以上である部分に限る。)の架設又は変更の作業
- 十七 第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業  
イ 第一条第五号イに掲げる容器で、内容積が五立方メートル以下のもの  
ロ 第一条第五号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が一立方メートル以下のもの
- 十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。)
- 十九 別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業
- 二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除くものとし、同表第六号に掲げる業務にあつては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る。)に係る作業
- 二十一 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業
- 二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二條第一項第六号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業
- 二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。 )又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿分析用試料等」という。)を製造する作業

(答3) 一人親方及び零細企業の代表者と役員(作業従事役員等)が、作業主任者を選任すべき作業の指揮管理業務を請け負った場合には各種作業主任者技能講習資格が必要とされます。

### Q&A4) 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者について

(問1) 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者というのは、工場の屋根の修繕やクレーンの点検を依頼する場合も含まれるのか。

(答1) 含まれます。

工場の屋根の修繕は、一般に「建設工事」に該当するため、その注文者は「建設工事の注文者」に該当する。また、クレーンの点検についても、その作業内容が高所作業や重機作業等を伴い、労働安全衛生法上の危険有害作業に該当する場合には、「その他の仕事を他人に請け負わせる者」に該当し得ます。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

<p>したがって、形式的に業務委託や請負であるかにかかわらず、実質的に他人に仕事を請け負わせ、その作業が安衛法上の規制対象となる場合には、該当する可能性があります。</p>
<p>(問2) 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者というのは、工場の清掃業務を依頼する場合も含まれるのか。</p>
<p>(答2) (1)第3条第3項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」には、建設工事以外の注文者も含まれるであり、運送業務の請負や機械設備の点検業務、整備業務、清掃業務の業務委託なども含まれます。</p>
<p>(問3) 第3条第3項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」には、建設工事以外の注文者も含まれると聞いたが、請負契約以外の業務契約である委任契約・準委任契約も対象とされるのか。</p>
<p>(答3) 業務委託契約は、法律的に規定されているものではなく、民法に照らすと「請負契約」と「委任(準委任)契約」を総称した概念として使用されています。 請負契約の典型的な例としては、建設工事、プログラムの作成、運送業務などです。 委任契約の典型的な例としては、弁護士との法律事務処理の委託や、不動産売買において不動産会社と締結する媒介契約、医者に治療を委任した場合などです。 基本的には請負契約が主になると思われるが、作業実態により判断される場合もあるものと考えられます。</p>
<p>(問4) 第3条第3項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」は、事業主体ではない個人や一般消費者等も含む趣旨であると聞いたが、個人が家庭のユニットバスリフォーム工事を発注する際も労働安全衛生法が適用されるのか。</p>
<p>(答4) 一般消費者には、個人の家庭も含まれますので、個人が家庭のユニットバスリフォーム工事を発注する際も労働安全衛生法が適用されます。</p>
<p>(問5) 個人が家庭のユニットバスリフォーム工事を発注するにあたって、作業時間帯等を指定する場合には、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要であるのか。</p>
<p>(答5) 一般消費者には、個人の家庭も含まれますので、個人が家庭のユニットバスリフォーム工事を発注する際も労働安全衛生法が適用されます。</p>
<p><b>Q&amp;A5) 令和8年4月からの下請混在作業所における建設工事の元請け事業者の具体的措置義務について</b></p>
<p>(問1) 令和8年月1日改正施行の労働安全衛生法における元方事業者等への措置義務対象の拡大について、事業所(会社)としては、具体的に何を必要とするのかを教えてください。</p>
<p>(答) 令和8年月1日改正施行の労働安全衛生法における注文者等が講ずべき措置については、以下のとおりです。 基本的には、これまで自社及び下請け会社の労働者を対象としていた労働安全衛生法の規定が一人親方など個人事業者も含めて、同一場所で働くすべての作業者を措置義務の対象としています。 したがって、元方としてやっている安全衛生対策に変わりはなく、その対象を自社の労働者、下請け各社の労働者に加えて一人親方などすべての作業者を対象とすることが必要です。具体的には、「関係労働者以外の労働者立入禁止」を「関係作業員以外の作業員立入禁止」にしたり、有資格者の確認をすべての作業員に行うなど範囲を広げる対応がすべての場面で必要になってきます。</p>

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

- (1) 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないこととされました。(安衛法第 3 条第 3 項関係)
- (2) 特定元方事業者等は、自社の労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の作業従事者**がある場合には、これら作業従事者が一の場所において作業を行うとき(以下、**混在作業所**といいます。)、**統括安全衛生責任者を選任**しなければならないこととされました。(安衛法第 15 条第 1 項及び第 3 項関係)
- (3) 建設業に属する事業の元方事業者等は、**混在作業所**について、**店社安全衛生管理者を選任**しなければならないこととされました。(安衛法第 15 条の 3 関係)
- (4) 特定元方事業者等は、**混在作業所**について**作業間の連絡及び調整等の措置**を講じなければならないこととされました。(安衛法第 30 条第 1 項、第 2 項関係)
- (5) **製造業等の業種に属する事業の元方事業者**等は、混在作業所について作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならないこととされました。(安衛法第 30 条の 2 第 1 項及び第 4 項関係)
- (6) **建設業その他政令で定める業種に属する事業**の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等による労働災害の発生を防止するため、**作業従事者の救護に関し必要な措置**を講じなければならないこととされました。  
この仕事が数次の請負契約によって行われる場合においては、元方事業者又は指名された事業者は、混在作業所において作業に従事する全ての作業従事者に関し、救護の措置を講じなければならないこととされました。(安衛法第 25 条の 2 第 1 項並びに第 30 条の 3 第 1 項及び第 4 項関係)
- (7) 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る**作業従事者**が、仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に**違反しないよう必要な指導**を行い、安全衛生法令に違反していると認めるときは、**是正のため必要な指示**を行わなければならないこととされ、作業者はその是正指示に従わなければならないこととされました。(安衛法第 29 条関係)
- (8) 建設業に属する事業の元方事業者は、**土砂等が崩壊するおそれのある場所等**において関係請負人に係る作業従事者が土砂崩壊等の危険防止措置について**技術上の指導その他の必要な措置**を講じなければならないこととされました。(安衛法第 29 条の 2 関係)
- (9) **作業場所管理事業者**は、その管理する一の場所においてその労働者のほか、労働者以外の請負人に係る作業従事者が作業を行う場合には、作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、危険性又は有害性等を勘案して作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他の必要な措置を講じなければならないこととされました。(安衛法第 30 条の 4 関係)
- (10) **特定事業の仕事**を自ら行う**注文者**は、建設物等を請負人に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の仕事に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)に使用させるときは、その建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされました。(安衛法第 31 条第 1 項関係)
- (11) 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者又は個人事業者に係る作業従事者が一の場所において**機械作業を行う場合**、元方事業者は、作業に従事する全ての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされました。(安衛法第 31 条の 3 第 1 項関係)
- (12) 注文者は、その請負人に対し、仕事に関し、その指示に従って請負人に係る作業従事者が作業を行ったならば、**労働安全衛生法令の規定に違反することとなる指示**をしてはならないこととされました。(安衛法第 31 条の 4 関係)
- (13) (9)の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、管理場所において仕事を自ら行うものは、(9)により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならないこととされました。また、作業従事者は、(9)により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこととされました。  
これらの請負人及び作業従事者は、**作業場所管理事業者**が(9)の措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならないこととされました。(安衛法第 32 条第 4 項、第 7 項及び第 8 項関係)

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

- (14) (5)、(6)、(10)等の場合において、作業従事者は、講ぜられる措置に応じて必要な事項を守らなければならないこととされ、これらの措置の実施を確保するためにされる指示に従わなければならないこととされました。(安衛法第 32 条第 7 項及び第 8 項関係)
- (15) **機械等を貸与する者**は、機械等の貸与を受けた事業場における機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされました。(安衛法第 33 条第 1 項関係)
- (16) **建築物を貸与する者**は、建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされました。(安衛法第 34 条関係)
- (17) (9)及び(13)の措置等は、厚生労働省令で定めるものとされました。(安衛法第 36 条関係)

### Q&A6) 作業従事役員等というのは

(問 1) 安衛法第 42 条の規格又は安全装置を具備していない機械等を使用してはならず、安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならない作業従事役員等というのは、

- ①労働者を使用しない個人事業者と
- ②厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する個人事業の事業者
- ③厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する法人事業者の代表者又は役員

と聞いたが、この理解でよいか。  
また、この作業従事役員等の義務は、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合に限られると貸してよいか。

(答 1) 両問とも貴見のとおり理解でよいです。

(問 2) 個人事業者が講ずべき措置義務のある作業従事役員等の要件である厚生労働省令で定める労働者の数は決まっているのか。

(答 2) まだである。令和 9 年 4 月からの施行であり、まだ示されていません。

(問 3) 労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守るべき安衛法第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき講ずる措置について、厚生労働省令で定める事項は、決まっているのか。

(答 3) まだである。令和 8 年 4 月からの施行であり、まだ示されていません。

(問 4) 安衛法第 45 条の定期自主検査、特定自主検査の実施が求められる「個人事業者に係る作業従事役員等」というのは、

- ①労働者を使用しない個人事業者と
- ②厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する個人事業の事業者
- ③厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する法人事業者の代表者又は役員

の理解でよいか。

(答 4) 貴見のとおり理解でよいです。

### 個人事業者に係る作業従事役員等の業務災害の調査指導

(問 1) 業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を国が行うことになると聞きましたが、この災害も他の労働者と同一の場所で作業を行っていた場合の災害と解してよろしいでしょうか。  
労災保険に特別加入している個人事業者の災害事例をみると、自宅の作業場や倉庫での加工作業や運搬作業、車両での機材搬送作業など他の労働者がいない場面での事故が多くありますが、これは調査対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。

(答 1) 貴見のとおり理解でよいです。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

<b>Q&amp;A7) 心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了</b>	
<p>(問1) 常時使用する労働者数が50人未満の事業場について猶予されていた安衛法第66条の10第1項の労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施義務が課されるようになると聞きましたが、労働者が一人か二人の企業にもストレスチェック実施義務がかかると個人情報の保護の面では問題はないのでしょうか。</p> <p>(答1) 労働者が一人か二人の企業など常時使用する労働者数が50人未満の事業場すべての猶予が外されるかは、検討中であり、お答えできません。</p>	
<p>(問2) 常時使用する労働者数が50人以上の事業場)について求められている心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告は、労働者が一人か二人の企業など常時使用する労働者数が50人未満の事業場すべてに課せられるのでしょうか。</p> <p>(答2) 労働者が一人か二人の企業など常時使用する労働者数が50人未満の事業場すべてに報告が課せられるかは、検討中であり、お答えできません。</p>	
<b>① ストレスチェック実施の際の具体的な手順とプライバシーの確保</b>	
<p>(問1) (問) ストレスチェックを初めて実施することになるので、わからないことばかりです。ストレスチェックとはどういうものを教えていただきたいと思います。</p> <p>(問2) ストレスチェックの各従業員記入分の回収方法は、プライバシー確保の観点からどうすればいいのでしょうか。</p> <p>(問3) 産業医のいない場合のストレスチェックの検査は、どこになるのでしょうか。どこかの医療機関でよろしいのでしょうか。</p> <p>(問4) 実際に医師の受診や面談が必要でしょうか。</p> <p>(問5) ストレスチェックを実施する場合の事業場の対応はどのようなものがあるのでしょうか。</p>	
<p>(答1) 常時使用する労働者に対して、年1回、ストレスチェックを次のとおり実施することが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医師、保健師等が調査票を用いて、ストレスチェックを実施します。 その評価は粗点換算表により換算しレーダーチャートに示します。</li> <li>② ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。</li> <li>③ この実施者は、ストレスチェックの結果を直接本人に通知し、本人の同意がない限り、事業者には提供してはいけません。</li> <li>④ 高ストレス評価された労働者から申し出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。</li> <li>⑤ 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。</li> </ol>	
<p>(答2) ストレスチェックの各従業員記入分の回収方法は、プライバシー確保の観点から封書かメールのやり取りになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① まず、ストレスチェックの検査実施者となる医師、医療機関を選びます。</li> <li>② 検査実施者となる医師、医療機関と相談してストレスチェックの調査票を選びます。</li> <li>③ 調査票を労働者に配布します。配付方法は、検査実施者となる医師、医療機関と相談して回収方法が封書なら調査票は紙で配布し、提出用の封筒も同時に配付します。 この時、検査実施者となる医師、医療機関に直接調査票を提出することとした場合、その実施機関をあて先とした封筒とします。 実施機関に労働者から直接提出できない場合は、会社担当部署に封印した封筒で調査票を回収します。 回収方法がメールなら、検査実施者となる医師、医療機関に労働者から直接メールで提出できる場合は、調査票提出先のメールアドレスを記載したメールで調査票を配布します。</li> </ol>	

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

(答3) ストレスチェックの検査者は、

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した  
歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師

出なければならず、産業医のいない場合には、これらの医師等がストレスチェックを実施できる医療機関にストレスチェックの検査実施を依頼する必要があります。

ストレスチェックの検査木かについてのお問い合わせは、

(独)労働者健康安全機構 石川産業保健総合支援センター

〒920-0024 石川県金沢市西念 1-1-3 コンフィデンス金沢 8F

TEL:076-265-3888 FAX:076-265-3887

受付時間:AM8:30~PM5:15(平日) 休日:土・日・祝・年末年始

(問4) 実際に医師の受診や面談が必要でしょうか。

(答4) 事業者は、労働者に対し、医師、保健師その他による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。この検査の結果、心理的な負担の程度が法定要件に該当する通知を受けた労働者が申し出たときは、医師による面接指導を行わなければならないとされています。

面接指導の対象となる労働者の要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、面接指導を受ける必要があると検査を行った医師等が認めることです。

ストレスチェックの検査結果で心理的な負担の程度が高く面接指導の必要があると医師等が判断した場合は、医師の面接指導が必要です。

(答5の1) 事業者は、ストレスチェック実施前において、以下の対応が必要です。

- ① 会社は、社内掲示板に次の内容を掲示するほか、本規程を社員に配布又は社内掲示板に掲載することにより、ストレスチェック制度の趣旨等を社員に周知する。
- ② 会社は、ストレスチェック制度の実施計画の策定及び計画に基づく実施の管理等の実務を担当するストレスチェック制度実施担当者を決定する。
- ③ 会社は、ストレスチェック制度担当者の氏名を社内掲示板に掲載する等の方法により、社員に周知する。また、人事異動等により担当者の変更があった場合には、その都度、同様の方法により社員に周知する。ストレスチェックの検査実施者、ストレスチェックの実実施事務従事者、面接指導の実施者についても、同様の扱いとする。
- ④ 会社は、ストレスチェックの検査実施者として、会社の委託する医師、病院、医療機関等を決定する。
- ⑤ 会社は、検査実施医療機関の指示のもと、ストレスチェックの実施日程の調整・連絡、調査票の配布、回収、データ入力等の各種事務処理を担当させる衛生推進者及び担当職員がストレスチェックの実実施事務従事者を選任する。
- ⑥ 会社は、ストレスチェックの結果に基づく面接指導を実施する医師等を決定する。
- ⑦ 会社は、ストレスチェックの実実施期間を、毎年 月から 月の間のいずれかの1週間の期間を部署ごとに設定する。
- ⑧ 会社はストレスチェックを実施する正社員はもとより期間雇用契約社員、パート・アルバイト社員に派遣社員も含む全ての社員を対象に名簿を作成する。
- ⑨ 会社は、ストレスチェック検査に使用する調査票（職業性ストレス簡易調査票）を検査実施医療機関と協議して選定する。
- ⑩ 会社は、ストレスチェック調査票を社内LANを用いて、オンラインで配布し回収する。社内LANが利用できない場合は、紙媒体の調査票と封筒で配布回収する。
- ⑪ ストレスチェックの個人結果の評価を「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に示されている素点換算表を用いて換算し、その結果をレーダーチャートに示すことにより行うなどの評価方法を検査実施医療機関と協議して選定する。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

- ⑫ 会社は、は、検査実施医療機関の指示により、実施事務従事者が検査実施医療機関名で、ストレスチェックの個人結果の通知を各社員に電子メールで行う。  
電子メールが利用できない場合は、封筒に封入し、紙媒体で配布する。
- ⑬ 会社は、ストレスチェックの結果を電子メール又は封筒により各社員に通知する際に、結果を会社に提供することについて同意するかどうかの意思確認を行う。  
会社への結果提供に同意する場合は、社員は結果通知の電子メールに添付又は封筒に同封された同意書を入力又は記入し、発信者あてに送付してもらう。
- ⑭ 同意書により、会社への結果通知に同意した社員については、検査実施医療機関の指示により、実施事務従事者が、会社の人事労務部門に、社員に通知された結果の写しを提供する。

(答 5 の 2) 事業者はストレスチェック実施後の面接指導の実施について以下の対応が必要です。

- ⑮ ストレスチェックの結果、医師の面接指導を受ける必要があると判定された社員が、医師の面接指導を希望する場合は、結果通知の電子メールに添付又は封筒に同封された面接指導申出書を入力又は記入し、結果通知の電子メール又は封筒を受け取ってから 30 日程度以内に、発信者あてに送付するよう求める。
- ⑯ 医師の面接指導を受ける必要があると判定された社員から、結果通知後も面接指導申出書の提出がなされない場合は、実施者の指示により、実施事務従事者が、実施者名で、該当する社員に電子メール又は電話により、申出の勧奨を行う。
- ⑰ 結果通知から 30 日を経過する前日に、実施者の指示により、実施事務従事者が、実施者名で、該当する社員に電子メール又は電話により、申出に関する最終的な意思確認を行う。
- ⑱ 面接指導の実施日時及び場所は、面接指導を実施する医師等の指示により、実施事務従事者が、該当する社員及び管理者に電子メール又は電話により通知する。
- ⑲ 面接指導の実施日時は、面接指導申出書が提出されてから、30 日以内に設定する。
- ⑳ 通知を受けた社員は、指定された日時に面接指導を受けるものとし、管理者は、社員が指定された日時に面接指導を受けることができるよう関係部署と調整する。
- 21 面接指導を行う場所を決定する。
- 22 会社は、検査実施の医師等に対して、面接指導が終了してから遅くとも 30 日以内に面接指導結果報告書兼意見書により、結果の報告及び意見の提出を求める。
- 23 面接指導の結果、就業上の措置が必要との意見書が産業医から提出され、人事異動を含めた就業上の措置を実施する場合は、人事労務部門の担当者が、産業医同席の上で、該当する社員に対して、就業上の措置の内容及びその理由等について説明を行う。

(答 5 の 3) 事業者は、ストレスチェックの集計分析及び結果の記録には、以下の対応が必要です。

- ① ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析は、原則として、部署ごとの単位で行う。10 人未満の部署は、同じ部門に属する他部署と合算して集計・分析を行う。
- ② 集団ごとの集計・分析は、マニュアルに示されている仕事のストレス判定図を用いて行う。
- ③ 実施者の指示により、実施事務従事者が、会社の人事労務部門に、部署ごとに集計・分析したストレスチェック結果（個人のストレスチェック結果が特定されないもの）を提供する。
- ④ 会社は、部署ごとに集計・分析された結果に基づき、必要に応じて、職場環境の改善のための措置を実施するとともに、必要に応じて集計・分析された結果に基づいて管理者に対して研修を行う。
- ⑤ ストレスチェック結果の記録の保存担当者は、実施事務従事者とされていた衛生推進者等とする。
- ⑥ ストレスチェック結果の記録は 5 年間保存する。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

- ⑦ 保存担当者は、会社に保管されているストレスチェック結果が第三者に閲覧されないことがないよう、責任をもって閲覧できるためのパスワード等の管理を行う。
- ⑧ 会社の人事労務部門は、社員の同意を得て会社に提供されたストレスチェック結果の写し、実施者から提供された集団ごとの集計・分析結果、面接指導を実施した医師から提供された面接指導結果報告書兼意見書（面接指導結果の記録）を5年間保存する。
- ⑨ 人事労務部門は、第三者に社内に保管されているこれらの資料が閲覧されないことがないよう、責任をもって鍵の管理を行う。

(参考)

「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」

厚生労働省労働基準局安全衛生部 労働衛生課産業保健支援室

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-1.pdf>



「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」(素案)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001597374.pdf>



労働安全衛生規則第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等(平27功労例94・追加)項目のみ

第52条の9(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法)

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

第52条の10(検査の実施者等)

医師、保健師、検査研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師

第52条の11(検査結果等の記録の作成等)

第52条の12(検査結果の通知) 検査を行つた医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知される

第52条の13(労働者の同意の取得等) 労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録による

第52条の14(検査結果の集団ごとの分析等) 当該部署に所属する労働者の一定規模の集団ごとに集計

第52条の15(面接指導の対象となる労働者の要件) 検査を行つた医師等が認めたもの

第52条の16(面接指導の実施方法等) 労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行う

第52条の17(面接指導における確認事項)

五十二条の九各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目
- 四 当該労働者の勤務の状況
- 五 当該労働者の心理的な負担の状況
- 六 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

第52条の18(面接指導結果の記録の作成) 五年間保存

- 一 実施年月日
- 二 当該労働者の氏名
- 三 面接指導を行つた医師の氏名
- 四 面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置についての医師の意見

第52条の19(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)遅滞なく実施

第52条の21(検査及び面接指導結果の報告)

常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期的に、電子情報処理組織を使用して、検査及び面接指導の結果等について、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号
- 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 三 常時使用する労働者の数

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

- 四 報告の対象となる期間及び検査の実施年月
- 五 検査を受けた労働者の数及び面接指導を受けた労働者の数
- 六 検査を実施した者が次のイからハまでのいずれに該当するかの別
  - イ 事業者が選任した産業医
  - ロ 当該事業場に所属する医師(イに掲げる産業医以外の医師に限る。)、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師
  - ハ 検査を委託した医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師
- 七 面接指導を実施した医師が次のイからハまでのいずれに該当するかの別
  - イ 事業者が選任した産業医
  - ロ 当該事業場に所属する医師(イに掲げる産業医以外の医師に限る。)
  - ハ 検査を委託した医師
- 八 検査の結果についての第五十二条の第十四第一項の規定に基づく集団ごとの分析の実施の有無
- 九 産業医の氏名並びに所属機関の名称及び所在地
- 十 報告年月日及び事業者の職氏名

### Q&A8) 個人ばく露測定について

(問) 作業環境測定法の令和3年の改正で個人サンプリング法が作業環境測定として選択できるようになったと説明を受けたように思いますが、今回の改正との関係がわからないので教えてください。「個人サンプリング法」と「個人ばく露測定」の違いがよく分かりませんので、教示願います。

(答) 令和3年には作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング(「個人サンプリング法」)が作業環境測定を行う際のデザインとサンプリングとして、個人サンプリング法を選択的に導入することを可能とする作業環境測定法施行規則の改正と作業環境測定基準の告示改正が行われています。

これは、個人サンプリング法による作業環境測定は、評価基準に基づき測定値を統計的に処理した評価値と測定対象物質の管理濃度とを比較して作業場の管理区分の決定を行うものであり、いわゆる個人ばく露測定には該当しないものです。

今回の改正は、危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者必要な講習を受講した作業環境測定士などが作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

「個人ばく露測定」とは、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいい、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析(解析を含む。)を作業環境測定に位置付けられました。

個人サンプリング法と個人ばく露測定の違いは以下の通りです。

個人サンプリング法は、作業環境測定の一手法であり、労働者が装着する試料採取機器を用いて行われます。この方法は、作業場の空気中の有害物質の濃度を測定するために使用されます。

一方、**個人ばく露測定**は、労働者が実際に受けるばく露量を評価するための測定方法です。個人サンプリング法の結果は、リスクアセスメントに利用されることがありますが、直接的なばく露測定には該当しません。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

### Q&A9) 法別表第 18 第 33 号の「車両系機械運転技能講習」とは

(問1) 今回の改正では、技能講習資格の法別表第18において「三十三 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習」を「三十三 車両系機械運転技能講習」に変えておりますが、説明がありません。法の備考には、「車両系機械運転技能講習」とは、車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習(第二十九号から第三十二号までに規定する講習を除く。)をいうとされています。  
 具体的には、どういう機械の運転業務が対象なのでしょう。フォークリフト、ショベルローダー、車両系建機を全部の機械でしょうか。

#### 労働安全衛生法別表第十八(第七十六条関係)

改正前	改正後
二十九 フォークリフト運転技能講習	二十九 フォークリフト運転技能講習
三十 ショベルローダー等運転技能講習	三十 ショベルローダー等運転技能講習
三十一 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	三十一 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
三十二 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	三十二 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
三十三 <b>車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習</b>	三十三 <b>車両系機械運転技能講習</b>
三十四 不整地運搬車運転技能講習	三十四 不整地運搬車運転技能講習
三十五 高所作業車運転技能講習	三十五 高所作業車運転技能講習

(答 1) 令和7年改正法では、改正前の法別表第 18 に目的に応じて規定されていた車両系機械の運転技能講習の区分を統合し、法別表 18 第 33 号に「車両系機械運転技能講習」を規定するとともに、同表備考において、「車両系機械運転技能講習」とは、車両系機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習をいうと規定したものであり、技能講習の対象となる車両系機械の種類を政令で定められました。  
 このため、令和7年改正前の法別表第 18 に規定されていた、「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)」、「車両系建設機械(解体用)」及び「車両系建設機械(基礎工事用)」を技能講習の対象となる車両系機械として政令で規定されました。

### Q&A10) 業務上災害による「休業災害」の数え方

(問) 先日当社社員が現場において負傷しました。この時現場の労災で対応しました。ここで会社内で不休災害と休業災害についてそれぞれ認識が違っており、何が正解なのかを確認したいと思います。

- ① 負傷した木曜日に(午前中被災)病院に行き治療した。
- ② 翌日の金曜日は、現場作業はせず、会社にて打合せを実施した。(出勤)
- ③ 翌々日は土曜日なので休み。日曜日も休み。月曜日も祝日だったので休み。
- ④ 火曜日に現場に出勤して作業を実施した。

私の認識では、この場合「不休災害」と思っています。  
 例えば負傷した次の日を休むと「休業災害」となるという事でよろしいでしょうか。  
 よく現場の安全大会等で 休業 3 日以内と休業 4 日以上と分類されています。  
 この分類は労災保険が給付されるかどうかで分けてあるという事認識していますが、休業 4 日以上は休業災害で、休業 3 日以内では不休災害だと考えている人もいます。  
 ここで休業災害 3 日以内を「療養災害」とネットで書いてあったという人もいます。  
 正式には休業災害 3 日以内の事をなんと云えばよろしいでしょうか。ご存じでしたら教えて下さい。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

(答) 休業災害の定義は、労働基準法第 76 条、労働者災害補償保険法第 14 条及び労働安全衛生規則第 97 条で必要になります。

① 休業災害の定義は、まず労働基準法第 76 条で休業補償について、「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合において、労働者がその療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。」と定められています。休業災害とは、労災の負傷を治療するために休んだことで使用者が休業補償義務を行う災害を言います。ただし、この休業補償義務は労災保険で補償されます。

② 労働者災害補償保険法第 14 条で「休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額定めています。被災当日が待期間の 1 日目になります。

③ 労働安全衛生規則第 97 条で「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(労働災害等)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。」として労働者死傷病報告の報告事項を列挙しています。

同条第 2 項で「休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号(第九号を除く。)に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。」と規定しており、休業日数が 4 日以上になるときは、労働者死傷病報告を遅滞なく報告することとされています。

この休業日数を数える場合、休業事由が発生した災害の翌日から数え、休業を要する期間内に休日等が含まれる場合はこれを含めた歴日数が休業日数となります。

④ 以上から、貴社の例では、

負傷した日に(午前中被災)病院に行き治療した。(災害発生当日は木曜日)

翌日の金曜日は、現場作業はせず、会社にて打合せを実施した。(出勤)(療養のため休業なし)  
翌々日は土曜日なので休み。日曜日も休み。月曜日祝日だったので休みで、火曜日出勤した場合は、翌々日は土曜日なので休み。日曜日も休み。月曜日祝日だったので休みだったことが問題です。

この休みの間に怪我が治癒して働ける状態であったなら、

労災保険関係では、被災当日が待期間の 1 日目になり、対期間中に治癒しており、休業補償の請求はありません。同じく、労働者死傷病報告は被災日の翌日から休業日数を数えますので、休業日はなしになります。

万が一、この休日の間に患部が悪化し、働けない状態であったなら療養のための休業に該当することがあります。火曜日に現場に出勤して作業を実施したのですが、痛みが長引いて、月曜日にまた病院に行った場合には、この休日の 3 日間は休業日となります。

	休業状況	労災保険の休業補償	労働者死傷病報告
木曜日	被災当日	待機 1 日目	被災当日 休業 0 日
金曜日	出勤		
土曜日	病院療養	待機 2 日目	休業 1 日目
日曜日	療養	待機 3 日目	休業 2 日目
月曜日	療養治癒	休業補償対象	休業 3 日目
火曜日	出勤		休業 1 日以上 4 日以内の報告義務

別紙の労働基準監督署のチラシのとおり、被災者の同意を得て主治医から直接確認する、必要に応じて診断書等を取る等によって、休業を要する場合には、何日休業させたらいいかを正しく確認し、医師が必要と認める期間は安静加療させるようにする必要がありますね。

今からでも、被災した社員の方に休日の 3 日間をどう過ごしたのか、怪我の痛みで寝込んでいたようなことはなかったか確認してください。

## 労働安全衛生法令関係質疑応答集

災害発生日は怪我して帰った後の賃金を払わなければ、休業補償義務はありますが、休業災害ということはないと思います。

休業1日目、休業2日目、休業3日目は、「休業1日以上災害」になり、会社は休業補償を支払い、様式24号の労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出する必要があります。

休業4日目からは、「休業4日以上災害」になり、労災保険の休業補償給付を請求し、様式23号の労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出する必要があります。

### Q&A11) 個人事業者に対する安全配慮義務の範囲 「作業の一部を請け負わせた場合」の意味

(問) ・個人事業者に対する安全配慮義務は、作業の一部を請負わせた場合に限るとあります(工事一括での外注委託の場合は安全配慮義務の適用外)

作業の一部とはどのような解釈になるのかがわかりにくいのでご教示いただければと思います。

当社の工事種別は、内装仕上げ工事になります

協会の一人親方・中小事業主親方に壁紙施工や床仕上げ材の施工を依頼しています、施工工事に関しては一括外注委託という解釈で良いのでしょうか。

資料添付しますので何卒ご確認よろしくお願ひいたします。

(答) 令和5年の衛生関係の労働安全衛生規則のリーフレットにあります「作業の一部を請負わせた場合」というのは、危険有害業務を行う事業者に対する義務であり、令和4年4月15日付け基発0415第1号通達に次のように示されています。

(1) 業務又は作業の全部を請負人に請け負わせる場合の取扱い

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されるが、事業者が当該業務又は作業の全部を請負人に請け負わせるときは、当該事業者は法第22条の適用対象とはならない(当該業務又は作業の発注者という立場になる)ことから、改正省令により新たに課される義務の対象とならないこと。

(2) 請負人のみが業務又は作業を実施する場合の措置

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されるが、当該請け負わせた業務又は作業において、一時的に又は一定の日等について、労働者が当該業務又は作業に従事せず、請負人のみが従事する場合であっても、これらの義務は適用されること。

したがって、貴社が内装工事の専門工事業者であり、建設会社から請け負った内装工事を場所別の作業ごとに個人事業者へ請け負わせた場合は、他の労働者と混在することなく作業を行える場合は、貴社は発注者の立場になり、保護具の使用を周知させるような義務はありません。

ただし、他の労働者と混在する可能性のある作業である場合は、衛生上の周知義務は貴社に課されます。

なお、貴社が危険有害な業務を行う場合は、請負契約の有無にかかわらず、一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など労働者以外の人が労働者と同じ作業場所にいる場合は、有害物の有害性表示などの周知義務や立入禁止措置義務、災害時の退避義務などは課されますので、ご注意ください。

おって、令和5年の改正では安全措置に関する労働安全衛生規則の改正では、墜落危険場所での立入禁止措置義務などが義務化されていますが、これも同様に労働者以外の人が労働者と同じ作業場所にいる可能性がある場合に義務付けられるものです。

そういうことが全くない個人事業者単独で作業を行う工事の請負には、今回の労働安全衛生の法令義務は課せられていません。